

# インフルエンザ予防接種受診前の注意事項

予防接種法に基づくインフルエンザワクチンの定期接種が不適当と考えられる方は、  
予防接種実施規則に以下のように示されています。

## <予防接種実施規則第6条による接種不適当者（抜粋）>

- ①接種当日、明らかな発熱\*を呈している者  
※通常は、37.5℃を超える場合をいいます。
- ②重篤な急性疾患にかかっている者
- ③予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
- ④インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
- ⑤過去に免疫不全の診断がされている者
- ⑥その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## <インフルエンザ予防接種実施要領に基づく接種要注意者>

- ①心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
- ②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

## <新型コロナワクチンとの接種間隔につきまして>

- ①新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの接種間隔は2～3週間必要となります。  
新型コロナワクチンを接種後2週間を経過していない方、または2週間以内に新型コロナワクチンの接種予定がある方は、インフルエンザ予防接種をお受けできませんのでご注意ください。

既往などから、接種の判断を行うに際して注意を必要とする方（接種要注意者）がおられますが、この方々は接種禁忌者ではありません。ただし、医師と相談の上、健康状態及び体質を勘案して接種の可否を判断し、接種を受ける際には、改めて十分に効果や副反応などについて説明を受け、十分に理解した上で接種をお受け下さい。また、卵アレルギーをお持ちの方につきましては、近年は高純度に精製されているのでほとんど問題となりませんが、重篤な卵アレルギーがある場合、例えば鶏卵を食べてショックを起こした人などは、接種をお控え下さい。妊娠をしている方および授乳中の方で接種をご希望されるは、当日婦人科の医師にご相談下さい。

医療法人社団赤坂記念小湊会  
メディカルスクエア赤坂  
健診センター  
TEL：03-3585-0365  
FAX：03-3585-0366  
E-MAIL：info@ms-  
akasaka.com